

令和7年度 事業報告書

学校法人広島山陽学園

1. 独立監査人の監査報告書
2. 資金収支計算書
3. 事業活動収支計算書
4. 貸借対照表

独立監査人の監査報告書

令和8年6月24日

学校法人広島山陽学園
理事会 御中

監 査 法 人

広島事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

栗栖正紀

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

日浦祐介

<計算関係書類監査>

計算関係書類に対する監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第2項の規定及び令和7年3月31日付け広島県告示第345号に基づき、学校法人広島山陽学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<人件費支出内訳表監査>

人件費支出内訳表に対する監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 4 項及び私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号の規定並びに令和 7 年 3 月 31 日付け広島県告示第 345 号に基づき、学校法人広島山陽学園の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の人件費支出内訳表について監査を行った。

当監査法人は、上記の人件費支出内訳表が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されているものと認める。

人件費支出内訳表に対する監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「人件費支出内訳表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

人件費支出内訳表は、私立学校振興助成法に基づく補助金申請に当たり所轄庁に提出するために私立学校振興助成法施行規則に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、法人及び所轄庁のみを利用者として想定しており、法人及び所轄庁以外に配布及び利用されるべきものではない。

人件費支出内訳表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠して人件費支出内訳表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない人件費支出内訳表を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、人件費支出内訳表の作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

人件費支出内訳表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての人件費支出内訳表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から人件費支出内訳表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、人件費支出内訳表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 人件費支出内訳表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価する。
- ・ 人件費支出内訳表の表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準及び私立学校振興助成法施行規則に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の記載内容

その他の記載内容は、私立学校振興助成法第 14 条第 4 項及び私立学校振興助成法施行規則第 2 条に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、計算関係書類、人件費支出内訳表及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類及び人件費支出内訳表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類及び人件費支出内訳表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類、人件費支出内訳表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

資金収支計算書
令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

事業活動収支計算書
令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

収入の部	
科 目	決 算
学生生徒等納付金収入	713,182,000
手数料収入	21,163,600
寄付金収入	3,812,500
補助金収入	550,349,534
資産売却収入	251,243,602
付随事業・収益事業収入	24,525,091
受取利息・配当金収入	5,037,385
雑収入	41,030,593
借入金等収入	0
前受金収入	119,157,680
その他の収入	281,897,867
資金収入調整勘定	△ 153,024,707
前年度繰越支払資金	303,227,309
収入の部合計	2,161,602,454
支出の部	
科 目	決 算
人件費支出	877,302,557
教育研究経費支出	168,254,174
管理経費支出	84,489,162
借入金等利息支出	6,747,640
借入金等返済支出	98,420,000
施設関係支出	13,013,000
設備関係支出	28,199,400
資産運用支出	563,998,216
その他の支出	16,203,114
資金支出調整勘定	△ 56,277,636
翌年度繰越支払資金	361,252,827
支出の部合計	2,161,602,454

		科 目	決 算
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	713, 182, 000
		手数料	21, 163, 600
		寄付金	3, 912, 957
		経常費等補助金	540, 310, 534
		付随事業収入	24, 525, 091
		雑収入	41, 030, 593
		教育活動収入計	1, 344, 124, 775
	事業活動収入の部	人件費	881, 169, 188
		教育研究経費	350, 084, 697
		管理経費	85, 808, 594
		徴収不能額等	0
		教育活動支出計	1, 317, 062, 479
教育活動収支差額		27, 062, 296	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	5, 037, 385
		その他の教育活動外収入	0
		教育活動外収入計	5, 037, 385
	支出	借入金等利息	6, 747, 640
		その他の教育活動外支出	0
		教育活動外支出計	6, 747, 640
教育活動外収支差額		△ 1, 710, 255	
経常収支差額		25, 352, 041	
特別収支	収入	資産売却差額	0
		その他の特別収入	10, 039, 000
		特別収入計	10, 039, 000
	支出	資産処分差額	50, 989, 230
		その他の特別支出	56, 581, 194
		特別支出計	107, 570, 424
特別収支差額		△ 97, 531, 424	
基本金組入前当年度収支差額		△ 72, 179, 383	
基本金組入額合計		△ 137, 302, 770	
当年度収支差額		△ 209, 482, 153	
前年度繰越収支差額		△ 1, 761, 580, 267	
基本金取崩額		0	
翌年度繰越収支差額		△ 1, 971, 062, 420	
事業活動収入計		1, 359, 201, 160	
事業活動支出計		1, 431, 380, 543	

貸借対照表
令和 8年 3月31日

資産の部		負債の部	
科 目	本年度末	科 目	本年度末
固定資産	4,633,385,947	固定負債	1,031,222,080
有形固定資産	3,843,302,413	流動負債	342,574,867
特定資産	782,285,682	負債の部合計	1,373,796,947
その他の固定資産	7,797,852	基本金	5,623,177,233
流動資産	392,525,813	繰越収支差額	△ 1,971,062,420
資産の部合計	5,025,911,760	純資産の部合計	3,652,114,813
		負債及び純資産の部合計	5,025,911,760